

仕 様 書

1 事業概要

- (1) 事業名 鳥取市立病院E S C O事業
- (2) 契約方式 シェアード・セイビングス契約（民間資金活用型）
- (3) 履行場所 鳥取市的場一丁目1番地 鳥取市立病院
- (4) 事業内容

ア 提供するサービス

事業者は自らが行った提案を基に設計・施工した省エネルギー設備等（以下「E S C O設備」という。）を導入し、契約期間内において、E S C O設備の維持管理、運転管理に対する助言、エネルギー等の削減量の保証、また省エネルギー量効果を把握するための計測・検証等を含むサービスを提供するものとします。

イ 契約終了後のE S C O設備の取り扱い

鳥取市立病院（以下「当院」という。）は、契約期間終了後、事業者の設置したE S C O設備の無償譲渡を求めることができるものとします。

(5) 業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりです。

- ア 省エネルギー改修に関する設計、施工、施工監理及びその関連業務
- イ 施工に関連する全ての手続き及びその関連業務
- ウ 補助金申請に関する業務
- エ 契約期間内におけるE S C O設備の定期点検及び関係法令に基づく届出等維持管理業務
- オ 契約期間内におけるE S C O設備及び既存設備の運転管理指針作成業務とそれに基づく助言業務
- カ 契約期間内における省エネルギー量の計測・検証業務
- キ 契約期間内におけるエネルギー及び光熱水費削減の保証業務
- ク 契約期間終了時に当院から要求があった場合におけるE S C O設備の所有権移転業務

- (6) 事業期間 優先交渉権者の提案によります。ただし、最長で15年間（上記エ～キの業務を実施する期間）とします。

2 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、提案書を作成するものとします。

(1) 提案の前提条件

ア 最低省エネルギー率

対象施設全体の省エネルギー率（1次エネルギー換算）が10%以上であることとします。

イ 維持管理、削減保証業務等の契約の期間

応募者の提案によります。ただし、最長15年間とします。

ウ 提案必須項目

本事業は省エネルギー設備導入等のサービスについて、応募者のノウハウを活かした自由な

提案を求めるものですが、空調等の熱源設備である蒸気ボイラ3台、吸収式冷温水発生機2台（冷却塔2基含む）及び空冷チラーユニット2台の更新は、本事業において必ず実施する提案必須項目とします。

なお、本事業における更新とは、現状の機器や配管を撤去し更新することに限らず、その目的や機能等が同等以上であれば、システム全体の見直しを含め、応募者のノウハウを活かした独自の提案を行うことができます。他のシステムを採用することで、現状の機器や配管が不要になった場合、機器、電気配線、センサー及びスイッチ類は、原則撤去とします。ただし、配管類（水配管、電気配管）のうち、撤去のために天井・壁・床等の撤去復旧が必要となる場合、かつ、施設運営や安全面で支障がない場合は、不要管と明示したうえで残置可能とします。

(2) 事業の遂行

ア 平成32年3月末日までに改修工事等を完了させ、平成32年4月1日からサービスを提供することとします。なお、補助金の交付を受ける場合は、その要綱等で示される事業期間にしたがうこととします。

イ 改修工事等を含む全ての期間において、当院の業務・運営に支障がないように事業を遂行しなければなりません。

(3) 事業資金計画等

ア 提案する省エネルギー改修等に要する費用の全額を事業者が負担し、当院は地方自治法第214条に基づく債務負担行為を設定し、事業に必要なESCOサービス料（以下「委託料」という。）を契約期間にわたり毎年支払うものとします。

なお、債務負担行為により当院が支払うことができる委託料の上限額は優先交渉権者の提案に基づき予算化された額とします。

イ 優先交渉権者は、補助金の申請に関連する諸手続きを、事業者主体で当院と協議のうえ行うものとします。提案時に想定していた補助金の公募がない場合や、より有利な補助金がある場合は、当院と協議のうえ提案時に想定していた以外の補助金を申請することを可能とします。

なお、補助金が取得できなかった場合でも、事業を実施します。

(4) 施設概要

次に示す施設概要及び「4 配布資料」に示される資料を参考に提案書を作成してください。

【施設概要】

- 業務開始 : 平成7年4月
 - 所在地 : 鳥取県鳥取市的場一丁目1番地
 - 許可病床数 : 340床
 - 1日平均外来患者 : 453.0人（平成29年度実績）
 - 1日平均入院患者 : 256.7人（平成29年度実績）
 - 敷地面積 : 51,565.75㎡
 - 延床面積 : 24,578.673㎡
 - 建物構造
- | | | | |
|-----------|-------------|-----------|--------|
| 本館 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 | 地上7階地下1階建 | 平成7年竣工 |
| エネルギーセンター | 鉄筋コンクリート造 | 地上2階建 | 平成7年竣工 |
| 健診センター | 鉄骨造 | 地上2階建 | 平成7年竣工 |
| 車庫棟 | 鉄骨造 | 地上2階建 | 平成7年竣工 |

コンピューター棟	鉄骨造	地上2階建	(平成12年増築) 平成10年竣工
PET/CT棟	鉄筋コンクリート造	地上1階建	平成18年竣工
託児施設	鉄骨造(一部木造)	地上1階建	平成19年竣工
			(平成21年増築)
エレベーター棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上2階建	平成22年竣工
看護学生実習棟	鉄骨造	地上2階建	平成26年竣工

○その他建物 倉庫、都市ガスガバナールーム、外物置、自転車置場 等

○これまでの省エネ改修等履歴 ※詳細は現場ウォークスルー調査時の確認とします。

平成21年度 照明設備のLED化(第1期)(補助事業)

・40W直管蛍光灯→20W直管LED 869本

照明設備のLED化(第2期)(補助事業)

・40W直管蛍光灯→20W直管LED 868本

・20W直管蛍光灯→10W直管LED 104本

・27Wダウンライト蛍光灯→6.9Wダウンライト用LED 125本

平成22年度 二次側冷温水流量制御装置の設置(補助事業)

・冷温水二次ポンプにインバータを増設

太陽光発電設備(定格55kw)設置(補助事業)

・年間約60,000kwhの発電、売電なし

照明設備のLED化(第3期)(補助事業)

・40W直管蛍光灯→20W直管LED 1,210本

・55Wダウンライト蛍光灯→6Wダウンライト用LED 51本

・100W相当白熱電球→9.4WLED電球 40個

平成26年度 一次側冷温水流量制御装置の設置

・冷温水一次ポンプ、冷却水ポンプにインバータ設置

平成27年度 パッケージエアコン5系統更新 講義室、一般撮影室 他

平成28年度 パッケージエアコン7系統更新 薬剤部、検査室 他

平成29年度 パッケージエアコン5系統更新 医事課、放射線部 他

平成30年度 パッケージエアコン4系統更新 中央処置室、健診センター1階 他

(5) ベースライン及び削減保証額の設定

ア ベースラインの設定

(ア) 光熱水費

過去3年間のエネルギー消費量の平均値と直近単価を応募時のベースラインとします。

ただし、包括的エネルギー管理計画書の作成時には、独自のベースライン設定方法を提案することもできます。その際は、外気温、稼働率、施設の使用状況、エネルギー単価の変化等(以下「ベースライン変動要因」という。)によりベースラインが変化することから、設定に用いた条件、計算方法等を明示し、当院と合意する必要があります。

種別	過去3年間の エネルギー消費量平均値	採用単価(円) ※消費税相当額含む	ベースライン 金額(円)	1次エネルギー ベース量 (MJ/年)	二酸化炭素 ベース量 (kg-CO ₂)
----	-----------------------	----------------------	-----------------	---------------------------	----------------------------------------

電気 (kwh) 契約電力 1,080kw	合計 4,789,784 昼間 2,003,768 夏季昼間 609,176 ピーク 197,248 夜間 1,979,592	基本料金:2,127.60円/kW 昼間:11.01円/kWh 夏季昼間:11.84円/kWh ピーク:14.22円/kWh 夜間:9.68円/kWh 予備線基本料金:1,701円	75,781,336	46,748,292	3,309,741
ガス (m ³)	359,816	116.64円/m ³	41,068,800 41,968,938	16,568,270 16,568,285	902,514 826,138
A重油 (ℓ)	441,000	85.32円/ℓ	37,626,120	17,243,100	1,195,110
上水道 (m ³)	100mm口径 合計 41,867 1期7,692、2期6,620 3期6,857、4期6,654 5期6,842、6期7,202	1期分(2ヶ月) 基本料金+従量料金(400 m ³ まで):256,824円 従量料金(400m ³ を超える 分):218.16円/m ³	10,150,992 10,151,065	—	—
工業用水 (m ³)	契約水量:100m ³ 時間単位予定量: 4.17m ³ /時間 使用流量 24,144 超過流量 8,956	基本料金単価: 57.24円/m ³ 超過料金単価: 97.2円/m ³ メーター料:9,180円	3,069,943	—	—
下水道 (m ³)	合計 59,652 1期9,910、2期9,733 3期9,521、4期9,486 5期9,830、6期10,409	1期分(2ヶ月) 基本料金+従量料金 (2,000m ³ まで): 512,213円 従量料金(2,000m ³ を超 える分):314.28円/m ³	17,809,553	—	—
合計	—	—	186,406,943 186,406,955	80,550,662 80,559,677	5,407,365 5,330,989

※電気使用量及び電気採用単価の昼間時間等の定義は中国電力(株)の電気契約要綱及び業務用高負荷率TOU(高圧選択要綱)によります。

※料金計算方法

電 気:基本料金(月)=契約電力×2,127.60×0.85(力率割引)

電力量料金=使用量×各時間での単価

予備線基本料金(月)=契約電力×1,701×0.05

燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しません。

ガ ス:使用量×116.64

A重油:購入量×85.32

上水道(期):256,824+{(使用量-400)×218.16}

工業用水(月):(契約水量×その月の日数×57.24)+(超過流量×97.2)+9,180

下水道(期):512,213+{(使用量-2,000)×314.28}

※エネルギーに関する計算に使用する換算係数は次のとおりとします。

エネルギー種別	1次エネルギー換算係数	CO ₂ 排出係数
電気	9.76 MJ/kWh	0.691 kg-CO ₂ /kWh
ガス	46.04655 MJ/m ³	2.296 kg-CO ₂ /m ³
A重油	39.1 MJ/L	2.71 kg-CO ₂ /L

(イ) 維持管理費相当額

~~7の(1)の~~2の(1)のウに示す提案必須項目にかかる維持管理費相当額をベースラインに加算することができるものとします。加算できる維持管理費相当額は次のとおりです。

提案必須項目	維持管理費相当額（消費税込）
蒸気ボイラ3台	2,706,498円
吸収式冷温水発生機（冷却塔含む）2台	4,908,420円
空冷チラーユニット2台	709,200円

※維持管理費相当額は、定期点検、修繕費及び薬品費の過去3年間の平均値です。

イ 光熱水費削減額、削減予定額ならびに削減保証額の設定

(ア) 応募者は、計算方法を明示したうえで、省エネルギー改修等の実施後の光熱水費削減額を算出するものとし、これを「削減予定額」とします。

(イ) 応募者は、「削減予定額」の範囲内で最低限保証する「削減保証額」を設定してください。「削減保証額」は「削減予定額」の70%以上とし、委託料と同額又は上回るように設定してください。この条件は、補助金が取得できない場合も同様とします。

ウ 削減予定額等の算出に用いる単価

電気及びガスについては、応募者が提案する改修内容を考慮した中国電力又は鳥取ガスの約款等に基づく計算方法により、削減予定額等を算出することも可とします。ただし、本提案では他の電力及びガス会社からの需給を行う提案は対象外とします。

(6) 委託料の支払い等

ア 支払い方法

(ア) 契約期間の各年度にわたる均等払いとし、年間の支払い回数と時期については、当院と優先交渉権者との協議によるものとします。

(イ) 事業者は、以下に示す条件に基づき適正に委託料を算定して、指定された期日までに当院に請求書を提出するものとします。

(ウ) 当院は、当該各年度において、事業者が保証する光熱水費削減効果があることを確認したうえで、所定期日までに委託料を支払います。

(エ) 委託料は次の条件に基づき、算出することとします。

この項で用いる「実現した削減額」及び「当該年度に要した光熱水費」はベースライン算定に用いた採用単価と実際の使用量から算出した額とします。

①「実現した削減額」が「削減保証額」以上の場合は、当該年度の委託料は、契約書で定める委託料となります。

②「実現した削減額」が「削減保証額」を下回る場合は、当該年度の委託料は、その下回った額を契約書で定める委託料から減じた金額とします。

③「実現した削減額」が0又は負の値となる場合は、当該年度分の委託料は0円とします。さらに、事業者は「当該年度に要した光熱水費」から「ベースライン」を減じた金額を当

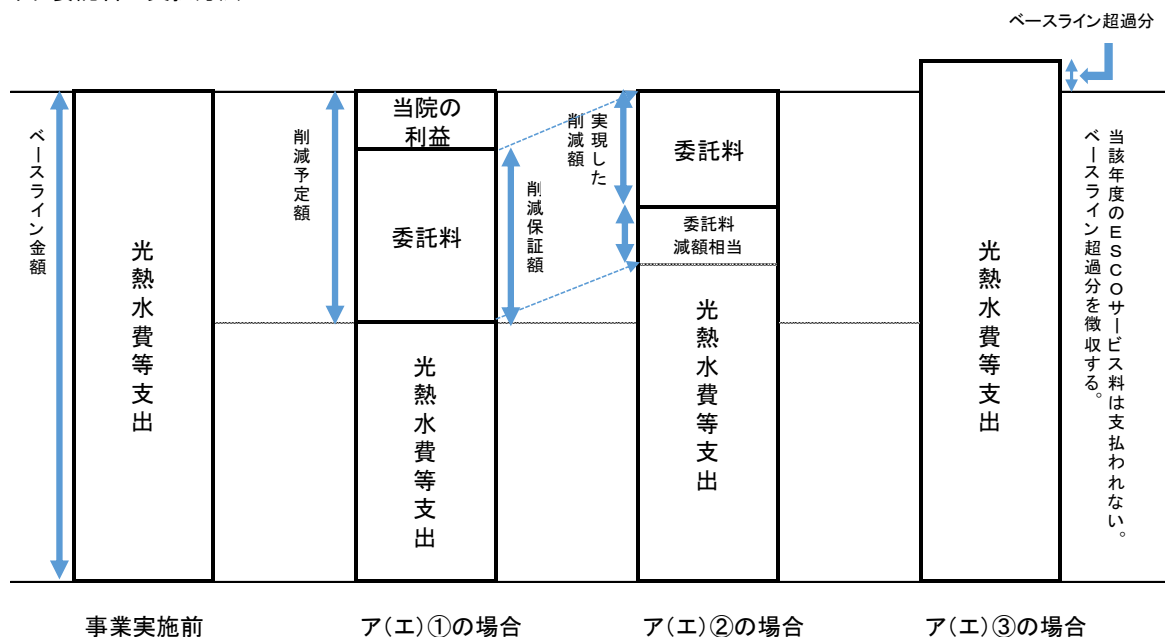
院に支払うものとしします。

- ④「実現した削減額」が「削減予定額」を上回る場合には、「実現した削減額」から「削減予定額」を減じた金額の50%を事業者に還元します。

このとき、還元される金額は「削減予定額」の10%を上限とし、還元方法については、契約時に協議するものとしします。

- ⑤ベースライン変動要因の影響に該当すると判断される場合は、①～④の限りではありません。

図：委託料の支払方法



イ 委託料の内訳

委託料は次の費用の合計とします。

(ア) 元金相当費用

- ① 詳細診断に係る費用
- ② 省エネルギー改修工事に係る設計費用
- ③ 省エネルギー改修工事および関連業務に係る費用
- ④ 工事監理費用
- ⑤ 計測・検証用計測機器設置費用
- ⑥ ESCO設備に係る維持管理・定期点検費用
- ⑦ 計測・検証に係る費用
- ⑧ 運転管理指針に基づく助言業務に係る費用
- ⑨ 保険料
- ⑩ 償却資産（設備）の固定資産税
- ⑪ 租税
- ⑫ その他

(イ) 金利相当費用

固定金利とし、利率は応募者の提案によります。

(ウ) 事業者の利益

応募者の提案によります。

ウ ベースラインの調整方法

当該年度の気象条件や設備稼働状況がベースライン変動要因に当てはまる場合は、当院又は事業者が、その根拠を示す資料を相手方に提出し、両者協議のうえ、相手方が承諾した時のみベースラインを変更することができます。ただし、変更されたベースラインは当該年度のみに適用されます。

また、ベースラインが変更された年度の委託料は、当該変更を考慮して算出された額に変更するものとします。

エ 委託料に係る債権の取り扱い

委託料に係る債権は、譲渡又は担保にすることができません。

(7) 運転及び維持管理に関する事項

ア 運転管理指針について

優先交渉権者は、詳細診断終了後、E S C O設備及び当院の既存設備の運転に関わる「運転管理指針」を作成するものとします。当該指針は、省エネルギーと当院の現在の冷暖房等の快適性を同時に実現するものとし、当院は、善良なる管理者の注意義務をもって、契約期間中、その運転管理指針に則り運転管理を行うものとします。

なお、事業者は、既存設備に関する運転状況を当院の了解の下に必要な応じて調査し、当院の運転管理が運転管理指針と著しく乖離している場合には、当院に対して適切な運転管理の提言を行うことができます。また、より効果的な運転管理について適宜助言を行うことができます。

イ E S C O設備の維持管理について

(ア) 優先交渉権者は、詳細診断終了後、E S C O設備の維持管理に関わる「維持管理計画書」を作成するものとします。事業者は、この計画書に基づいた、維持管理を契約期間中、事業者の負担で行うものとし、この維持管理は、法定点検、定期点検・保守及び必要な消耗品交換とします。

(イ) 事業者は、維持管理状況を毎年計画書に基づき当院に報告しなければなりません。維持管理が計画どおりでない、若しくは不十分である時は、事業者に対して必要な措置を指示する場合があります。

(ウ) 事業者は、省エネルギー改修工事の開始時から契約書における維持管理等の開始までの間についても、当該施設の運営に支障がないよう、事業者の負担において維持管理するものとします。

(エ) 当院と事業者とのE S C O設備の維持管理役割分担の詳細は作成した維持管理計画書によりますが、原則は次の表のとおりとします。

項目	作業内容	当院	事業者
運転	日常の機器発・停操作	○	
監視	日常の機器運転状態監視	○	
故障時の対応	一時対応・連絡	○	
	修理・復旧		○
日常保守	日常保守（清掃等）	○	

	消耗品等（薬品・ベルト等）の支給		○
	消耗品の交換、薬品投入等	○	▲※1
点検等	設定、調整、冷暖切替 等	▲※2	○
	定期点検・整備（メーカー標準）		○
	法定点検・測定※3		○

※1 設備の分解等を伴う作業は、事業者の役割とします。

※2 簡易な作業は当院の役割とすることも可能です。

※3 改正フロン法の定期点検、ばい煙測定等とします。改正フロン法の簡易点検は日常保守の範囲とし当院の業務とします。

(オ) 電気主任技術者、ボイラー取扱技師及びエネルギー管理員は当院の業務とします。

ウ 保険について

E S C O設備についての火災等に関する保険は、当院が公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入することとしますが、それ以外に必要な保険がある場合は事業者の負担で加入することとします。ただし、加入する種類、内容は当院と協議のうえ定めるものとします。

(8) 計測・検証に関する事項

ア 優先交渉権者は、詳細診断終了後、エネルギー削減保証量が確実に達成されていることを証明するための適切な計測・検証手法に関わる「計測・検証計画書」を作成するものとします。事業者は、この計画書に基づいたE S C O設備の計測・検証を契約期間中、事業者の負担で行うものとします。

イ 事業者は、計測・検証結果を毎年計画書に基づき当院に報告しなければなりません。

ウ 当院は、事業者による計測・検証の報告に疑義がある場合、第三者に依頼して計測・検証を行うことができるものとします。この結果が著しく乖離する時は、当院は事業者に対しその費用を要求することができるものとします。この際、事業者は当院が合意できる新たな計測・検証手法を当院に提示し、合意を得なければなりません。

(9) 連絡体制に関する事項

優先交渉権者は、詳細診断終了後、改修工事中及び契約期間中の平常時・緊急時連絡体制や緊急時の対応マニュアルを記した「連絡体制表」を作成するものとします。

(10) 包括的エネルギー管理計画書の作成

優先交渉権者は、詳細診断終了後、「2 提示条件」の(1)から(9)に示す内容をまとめた「包括的エネルギー管理計画書」を作成するものとします。

作成した包括的エネルギー管理計画書の内容が提案書の内容を満たさない場合（当院と優先交渉権者との協議の結果変更されたものを除く。）は、次点交渉権者との契約交渉を開始することがあります。また、この際交渉権を失った優先交渉権者が行った包括的エネルギー管理計画書の作成等に要した費用を当院に請求することはできません。

3 事業の実施に関する事項

(1) 契約期間中の事業者と当院の関わり

本事業は、事業者の責により遂行されるものとし、当院は契約書及び包括的エネルギー管理計画書に定めた方法により、事業実施状況について確認を行います。

(2) 当院と事業者の責任分担

ア 基本的な考え方

事業者は、そのノウハウを最大限に発揮し、光熱水費の削減や省エネルギーを図るものですが、その提案は、事業者選定の最大の根拠であり、信頼性のあるものでなければなりません。このため、提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担しなければなりません。

ただし、異常気象や運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、別途協議を行うことができます。また、当院が根拠を示し、事業者に協議を申し出る場合もあります。

イ 予想されるリスクと責任分担

当院と事業者の責任分担は、原則として次の表「予想されるリスクと責任分担」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行ってください。契約書に記載されている内容と相違がある場合は契約書を優先します。なお、表に該当しない事項が発生した場合は、別途協議を行うものとします。

【予想されるリスクと責任分担】

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		当院	事業者	
共通	募集要項の誤り	○		
	効果保証の未達		○	
	安全性の確保		○	
	環境の保全		○	
	税制の変更	消費税率等の変更または新税の導入	○	
		法人税等の収益目的税に関する税制の変更		○
	事業の中止・延期	当院の指示によるもの	○	
		改修工事に必要な許可等のうち、事業者が取得すべきものの取得遅延によるもの		○
		事業者の契約不履行、契約違反、法令違反によるもの		○
事業者の事業放棄、破綻によるもの			○	
当院の事業放棄、破綻によるもの		○		
計画・設計段階	不可抗力	○	○	
	物価の変動	○	○	
	設計変更	当院の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○
資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
建設段階	第三者賠償		○	
	不可抗力	○	○	
	物価の変動	○	○	

	設計変更	当院の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	当院の責による工事遅延・未完工による引き渡しの延期	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○
	工事費増大	当院の指示・承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○
性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	
一時的損害	改修工事に起因して施設に生じた損害		○	
支払関連	金利の変動	金利の変動		○
	支払遅延・不能	当院の責による、支払の遅延・不能によるもの。	○	
		計測・検証報告の遅延により支払いを留保する場合		○
	省エネルギー保証行為の不履行		○	
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、当院の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	維持管理費の上昇	事業者の責による維持管理費用の増大		○
	第三者賠償	維持管理における第三者への損害賠償義務	○	○
	E S C O 設備の損傷	当院に起因するE S C O設備の損傷	○	
		事業者に起因するE S C O設備の損傷		○
	公共施設損傷	事業者又はE S C O設備に起因する当院の施設・設備の損傷		○
不可抗力以外のその他の原因による当院の施設・設備の損傷		○		
瑕疵担保	E S C O設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○	
不可抗力	火災・天災・戦争などの不可抗力による契約の遂行不能	○	○	
計測・検証	設備の不良	E S C O設備が所定の性能を達成しない場合		○
	計測・検証	計測・検証報告への疑義		○
		計測・検証に必要な当院からの情報提供の遅延・不能	○	
	ベースラインの調整	機器の使用状況の顕著な変動や運転管理の顕著な変更	○	
気候の大幅な変動		○	○	
上記以外の変動要因の場合		○	○	
保証	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）による施設への損害		○
		仕様不適合による、当院の業務への障害		○

(3) 再委託について

ア 契約書（案）に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものとし、事業者はこれを再委託することはできないものとします。

(ア) 事業役割については、本業務全般における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等。また、当院との対応窓口としての業務及び契約手続。

(イ) 設計役割については、設計・監理に関する業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等。

(ウ) 建設役割については、改修工事における総合的企画、施工手法の決定及び技術的判断等。

(エ) その他役割については、各々の業務内容についての総合的企画、業務遂行管理、業務の手

法の決定等。

イ 契約書（案）に規定する「軽微な部分」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務とし、この業務の再委託は当院の承諾を必要としないこととします。

ウ 上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、あらかじめ書面により当院の承諾を得なければなりません。

(4) 契約期間終了時のE S C O設備の取扱について

契約期間終了時に当院から要求があった場合におけるE S C O設備の所有権移転は、契約期間中に発生した不具合等の修理を完了した状態で行うものとします。また、所有権移転完了後に発生した不具合等の原因が、契約期間中の保全不具合によるものと明確に判断できる場合は、事業者の責により修理を行うものとします。

4 配布資料

提案要請書と併せて応募者に配布する資料は次のとおりとします。

(1) 施設概要

※熱源設備の稼働状況は現場ウォークスルー調査時の運転日誌の閲覧による確認とします。

(2) 光熱水費データ

(3) 図面

・各階建築平面図

※建築、電気設備、機械設備の竣工図面は現場ウォークスルー調査時の閲覧とします。

※省エネ改修履歴に記載の改修の仕様書等は現場ウォークスルー調査時の閲覧とします。

(4) その他必要な資料

5 設計・施工時の留意事項及び提出書類

(1) 詳細設計時の留意事項および提出書類

ア 詳細設計時の留意事項

優先交渉権者は、協定書締結後、契約締結に先立って詳細設計を行い、包括的エネルギー管理計画書の一部として、以下の書類を提出してください。なお、提出方法等の詳細については別途定めるものとします。

詳細設計にあたっては、

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」

「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」

「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」

「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」

「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」

「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」

「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」

「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」

（全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の最新年版。以下「標準仕様書等」という。）

の仕様と同等程度の設計を行うこととし、当院の担当者の承諾を受けなければならないこととします。また、標準仕様書等に記述のない施工については、当院の担当者が確認することを必

要とします。

イ 詳細設計時の提出書類

(ア) 設計書類

設計負荷計算書、構造計算書、官公庁打合せ記録、その他必要な書類

(イ) 工事費内訳書

工事費内訳書は、工事費の費目とその内訳がわかる資料を鳥取市独自書式（鳥取市公式ホームページ参照）にて提出してください。また、積算に用いた見積書等の検討資料をあわせて提出してください。

(ウ) 図面

①空調関係図（空調関係の提案がある場合のみ）

図面リスト、機器明細表、配管系統図、ダクト系統図、屋外配管図、機械室平面図・断面図、各階配管平面図、各階ダクト平面図、換気設備平面図、部分詳細図、機器詳細図、トレンチ断面図、中央監視関係図、自動制御結線図、制御回路図、制御機器表、盤結線図、その他必要な図面

②衛生関係図（衛生関係の提案がある場合のみ）

図面リスト、屋外配管図、機器および器具表、配管系統図、各階平面図、詳細図（便所他）、排水勾配図、桝断面図、給湯設備関連図、その他必要な図面

③電気関係図（電気関係の提案がある場合のみ）

図面リスト、屋外配線図、自家発電室・変電室等単線結線図および平面図、電灯・動力・弱電幹線系統図、盤結線図、電灯・動力・弱電幹線平面図、電灯・コンセント平面図、照明器具表（または姿図）、動力・弱電平面図、火災報知・防災関係図、その他必要な図面

④建築関係図（建築関係の提案がある場合のみ）

図面リスト、案内図、配置図、仕上げ表、平面図、伏図、立面図、断面図、矩径図、各部詳細図、展開図、建具表、サイン計画図、外構図、日影図、構造図、その他必要な図面

⑤その他、必要な図面

⑥なお、①～⑤の図面の作成にあたっては、改修箇所を明示し、改修工事に必要な仮設図を添付してください。

(エ) 打合せ記録

当院との打合せ記録を作成し、提出してください。

(2) 施工時の留意事項および提出書類

ア 施工時の留意事項

(ア) 工事施工は、承諾を受けた詳細設計図面に基づいて行い、施工監理にあたっては当院の工事担当者の指示を受け、施設の運営管理に支障とならないよう留意した施工計画を作成し、当院の承諾を受けて施工するものとします。

(イ) 事業者は、建設業法を遵守し工事監理を行うものとします。

(ウ) 事業者は、標準仕様書等及び

「建築工事監理指針」

「機械設備工事監理指針」

「電気設備工事監理指針」

(全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の最新年版。以下「監理指針」という。)

に準じた適正な施工を行うものとします。

- (エ) 当院は事業者に対し、定期的に工事施工、工事監理の状況の確認を求め、事業者はこの求めに誠実に応じるものとします。
- (オ) 事業者は、当院に工事施工の事前説明および事後報告を行うものとします。また、工事現場での施工状況の報告を行うものとします。
- (カ) 工事中の安全対策等の調整は事業者において十分に行うものとします。
- (キ) 工事完成時には、施工記録を用意して、現場で当院の確認を受けなければなりません。
- (ク) 石綿を含有している可能性のある建材の撤去、改修作業については、石綿の有無を確認のうえ、関連法令等に従い適切に対処してください。

イ 施行条件

(ア) 施工による冷暖房の停止期間は10月中旬から11月中旬としますが、気候により変動する可能性があるため、当院担当者と協議のうえ決定することとします。また手術室、ICU等は、年間通して冷暖房が必要であり、原則休日のみ停止可能です。

(イ) 施工による蒸気の完全停止は原則できません。

(ウ) 施工可能時間帯は、熱源設備設置のエネルギーセンターでは特に制限はありません。ただし、敷地内通路や駐車場の封鎖等が必要な場合、休日での施工を指定することがありますので、事前に当院担当者と協議するものとします。

職員の業務部門及び来院者が利用する部門は、平日時間外又は休日での施工とします。

機械室等の居室でない場所の施工は特に制限はありません。ただし、騒音・振動等が発生し、周囲に影響するおそれがある場合、作業時間帯を指定することがありますので、事前に当院担当者と協議するものとします。

病室内は、ベッド移動等を伴わない軽微な作業のみ可能とします。

(エ) 停電を伴う作業が必要な場合は、10月下旬から11月上旬にかけて当院が実施する高圧電気設備点検に伴う停電（ただし、一般回路のみ。）にあわせて実施してください。

※昨年実施日程：平成29年10月21日（土）午後0時30分から午後4時00分まで

ウ 施工時の提出書類

(ア) 施工中は、当院との施工打合せ記録（議事録）を作成し、提出してください。

(イ) 工事完成時は、以下の書類を作成し当院に引き渡すものとする。詳細は当院担当者と打ち合わせのうえ決定するものとします。

①完成図書

各書類をまとめてA4ファイルに綴じ2部提出してください。

- ・主要機器一覧表及び機器仕様図
- ・機器取扱説明書
- ・各種試験成績表（機器性能試験、試運転記録、試験・測定記録 等）
- ・官公署届出書類（添付図面等含む）
- ・マニフェスト、フロンガス破壊証明等の廃棄物処分証明書類
- ・工事記録写真（各工程毎）、完成写真
- ・保証書

②完成図面

原図1部。原寸及びA3背張り製本（表紙及び背表紙に事業名を記載）各2部を提出し

てください。

- ・完成図（設計時提出書類の図面に準じる。）

上記のうち、機器仕様図及び完成図面についてはCADデータ及びPDFデータを、完成写真については電子データをあわせてCD-R等の媒体で提出してください。